

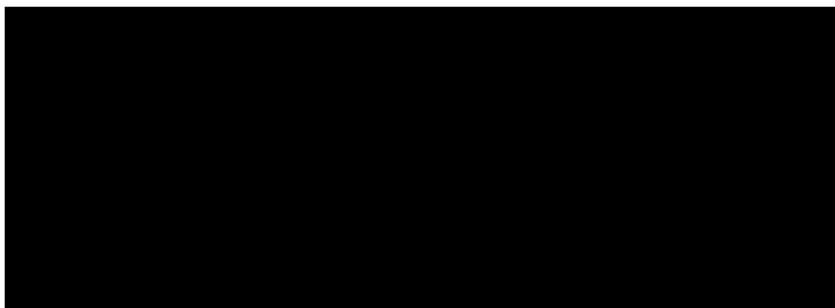


## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

#### ■ 申請団体に関する記載

##### 【申請団体の名称】

一般財団法人 防災教育推進協会

##### 団体代表者 役職・氏名

代表理事 濱口 和久

##### 分類

（未記入）

法人番号  
0100-05-020911

団体コード  
[ ]

申請団体の住所  
東京都渋谷区代々木2-23-1 566号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合  
[ ]

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

---

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名  
[ ]

担当者 メールアドレス  
[ ]

担当者 電話番号  
[ ]

---

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

[ ]

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

[ ]

---

## 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

小学生に対する防災教育の普及と少年消防団への加入促進活動

事業の種類\_第一階層

事業の種類\_第二階層

事業の種類\_第三階層

支援の分野\_文字列表示

支援分野\_活動支援団体

[ ]

## 休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

## 基本情報

申請団体	資金分配団体	必須	申請時入力不要
資金分配団体	事業名（主）	小学生に対する防災教育の普及と少年消防団への加入促進活動	
	事業名（副）		
	団体名	一般財団法人 防災教育推進協会	コンソーシアムの有無 なし
事業の種類1	④災害支援事業		
事業の種類2	防災・減災支援		
事業の種類3			
事業の種類4			

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
⑨ その他	
(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④ 働くことが困難な人への支援	
⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
⑥ 女性の経済的自立への支援	
⑨ その他	
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	昨今増えている災害に対し、公助の対応の遅さが指摘されている。若者への防災の教育の普及により各個人が何をすべきか行動を起こせるような人材育成を目的とする。

## SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	今回の事業で防災教育の普及活動を行い、小学生に対し避難訓練など数少ない小学校の行事だけではなく、より多くの防災に関する行事と教育活動を行う。

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	202/200字
大災害をもたらした東日本大震災は、私たちに多くの尊い教訓を残しました。現在一般社会人に対する防災教育については防災士制度の普及に見られる通り、一定の取り組みが民間の力により行われておりますが、子供達を対象とした防災組織の普及や充実を図る仕組みや制度はありません。そこで私たちが、災害に備え子供たちが自分の命を守るために具体的策として、防災検定協会を設立することとし、若者の防災力の強化活動を行っております。	
(2)団体の概要・活動・業務	89/200字
団体の概要として、教育、防災、報道の各界の有志が連携して防災検定、ジュニア防災検定を全国で行い、子供たちが防災と減災に深い興味を持ち、意識を高めていけるよう活動を行っております。	

## II.事業概要

実施時期	国外活動の有無					資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028年3月末日	対象地域		
					関東県内プラスα（プラスαに関しては現状防災検定を定期的に行なっている地域から選択予定）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	小学生低学年、中学年			(人数)		現段階で人数は不明 予定として、1回の行事、イベントで小学校1校の低学年を対象とする。小学校のクラスの人数による。	
最終受益者	・小学生低学年（教育を受ける直接的受益者） ・地域の少年消防団（防災教育を受けた小学生の加入斡旋により中間受益者） ・被災地の人々（将来直接的受益者が被災地の人々を助けていけるような人材になった場合の最終受益者）	(人数)		・直接的受益者は1人（自分の命を守るために教育） ・中間受益者は、各地域の少年消防団1団体（直接的受益者が加入する少年消防団） ・最終受益者は不特定多数（将来的な見立てなので不明）			
事業概要	第一段階として、関東県内プラスαの各地域の教育委員会を通じて各小学校での行事として少年消防団と連携して防災教育と防災寺子屋の活動を行う。小学校での行事の定着（年間で1校に対し何回のイベント、行事を行えるかのスケジュールを組む）と行事を行える学校数の増加。（初年度以降） 第二段階として、校外でのイベントを行い小学校の行事参加者からイベント参加者を募る。年度ごとにイベント回数が増やせるよう活動を行う。（次年度以降） 第三段階として、第一段階、第二段階の活動を行う中で、防災教育の知識の普及と少年消防団の加入の斡旋活動を行う。（次年度から最終年度以降） 校外でのイベントの一つとして少年消防団、消防団と連携して防災知識の普及だけでなく、防災に関する、実務の活動を体験させるイベントを行う。そこから少年消防団、消防団への興味を持ってもらえるよう、そして消防団を将来の働く場所としての選択肢の一つになるような活動を行う。 行政との活動内容の違いは、イベント、行事の行う回数。 行政のイベント、行事は単発のため興味を持ってもらうきっかけ作りにはなるが、その先がない。 当財団が資金分配団体として今回の事業活動を行うことで、イベント、行事が継続的に行なうことができ、参加者の子供達がイベントに継続的に参加することでより深い知識を得ることができる。事実、当財団に防災についての教育を子どもにしたいが、どうしたらいいかという問合せもあるので、行政だけでは賄えない部分を今回の事業として行なっていく所存です。	652/600字					

### III.事業の背景・課題

#### (1)社会課題

877/1000字

課題①大災害をもたらした東日本大震災は、私たちに多くの尊い教訓を残しました。この震災では、津波による犠牲者が地震による犠牲者を大きく上回り、子どもたちや教職員が津波の犠牲となる悲劇も生まれました。また世界を震撼させた原発災害も発生しました。

能登半島地震を含め、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震をはじめ、日本列島で発生するさまざまな災害から子どもたちの命を守るためにも、いま国民の中から防災教育の推進が喫緊の課題として提起されつつあります。

これまで政府・文部科学省も防災教育の構築の実現に努めてきましたが、残念ながらまだ十分ではない状況にあります。

現在、一般社会人に対する防災教育については、防災士制度の普及に見られる通り、一定の取り組みが民間の力により行われておりますが、子どもたちを対象にした防災知識の普及や充実を図る仕組みや制度はありません。

気候変動による自然災害のリスクは年々高まっている。地震、津波、豪雨、洪水、土砂災害など様々な災害リスクに対応していかなければなりません。このような災害リスクも地域により異なります。万が一の時に、どのような行動を取るべきか、自らの命、周りの人たちの命を守るために防災リスクを理解し行動に移せないとなりません。自然災害国である日本で、防災に関する知識と対処方法を学ぶ事は非常に重要である。

災害は起きてからでは遅いため、日頃より若い世代に防災に関する知識を身につけてもらい、災害時に同のような行動をするかの訓練を行っていくことが課題になると考えられる。

課題②もう一つの課題として、消防団の高齢化と消防団員の不足があげられる。少子高齢化により、消防団員の減少、地域の消防団の不足が問題視されている。

災害が起きた時に、初動対応がとても重要になる中、消防団が大きな役割を現状担っている。その消防団の人員、団体の減少は今後、災害の多い日本では大きな問題となる。

防災教育を普及させ、その知識をもとに次のステップとして少年消防団、消防団への加入者を増やすことで地域の強靭化に繋がると考える。

#### (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

51/200字

地域により異なりはしますが、防災訓練、防災マップの作成、避難訓練、防災イベントなどが行われております。

#### (3)課題に対する申請団体の既存の取組み状況

184/200字

主な活動としては、小学生に対し、ジュニア防災検定、防災検定を全国で実施。

その他の活動として、防災セミナーの実施、講師派遣、人材の育成を行なっている。

荒川区、目黒区、茨城県稻敷し、座間市、和歌山県ひろ川町、岩佐町、海南市、泉佐野市、浜松市、高森町、その他、少年消防クラブ等、子供会（自治体）への防災教育。

子供達に対し、防災寺子屋（イベント）を各地で行なっています。

#### (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

200/200字

行政が行なっている不特定多数に対しての防災教育の普及活動ではなく、教育委員会を通し、地域の小学校の低学年、中学年をターゲットに継続的に防災教育を行うことで、広く浅くではなく、狭く深く防災教育を学んでもらうことができる。そこから、次のステップとして関わりの深い少年消防団への加入してもらう。将来日本を守っていくような人材育成を行う。資金があることで人員の確保も可能となり、今回の事業が実現可能となる。

#### IV.事業設計

##### (1)中長期アウトカム

事業終了10年後、今回の事業の対象となる子どもたちが、防災に関して興味を持つてもらい、少年消防団から消防団への加入者の増加。

将来的な展望として教育面に関しては、防災教育が民間による教育だけではなく、公的な教育分野になっていくことを目指す。

人材の育成により、各地域の強靭化につながる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象の小学校での定期的な防災に関する行事を行い、行事の定着化。小学校で防災の教育を行うことが当たり前になる社会となる。		当財団が行なっているジュニア防災検定を受ける生徒数を増やす。個別、団体問わず	現段階で年間300名～400名の受験者となる。		3年後には年間800名以上の受験者となるよう目指す。
対象の小学校での定期的な防災に関する行事を行い、行事の定着化。小学校で防災の教育を行うことが当たり前になる社会となる。		防災教育の普及から次のステップである、少年消防団への加入者の増加。	年間0名～1名 新規の取り組みのため初期値0		年間10名、少年消防団への加入者を目指す。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事業終了時、実行団体が各地域の小学校で年間を通しての行事を行えるようにする。定着することで各実行団体が、事業終了後も、活動を行えるような環境を整備する。		行事を行える、小学校の数を増やす。	現段階で0校		行事を行う小学校の数を5校～10校にする。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	121/200字
実行団体が、教育委員会に行事提案を行い、行事を行える小学校を決め、年間の行事スケジュールを組む。小学校での防災に関する行事を定期的に行い、行事を定着させ、校外行事に繋げる。消防団と連携して郊外活動を行い消防クラブ、少年消防団への加入に繋げる。	初年度は、小学校での行事を行えるよう教育委員会とスケジュールを組み、小学校での行事を始める。次年度、小学校での行事を行いながら、小学校の行事に参加した子供達に対して、校外活動を行う。最終年度は、行事を行う小学校の増加を目指す。	

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援 資金分配団体が、実行団体に小学校での行事を行えるようノウハウの教えていく。内容として教育委員会に対しての小学校での行事の橋渡し作業、行事の内容の指南。将来的に各実行団体が各地域の教育委員会、小学校の担当として活動できるようにする。各実行団体が決まった地域、小学校の担当になることで事業後も独立して活動を行え、防災についての教育も進みそこから少年消防団への加入者の増加に繋がる。	時期 時期に関しては、事業期間全てになります。	188/200字
---	----------------------------	----------

#### V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	今回の事業で、ターゲットとなるのが、小学校の低学年、中学年になります。小学校での行事を行うためには各地域の教育委員会に防災教育を必要としている小学校との橋渡しをしていただく必要があります。ですので不特定多数に向けた広告等はこの事業では必要ありません。 必要となるのは、小学校での行事が定着して、校外行事を行う際に、小学校行事が定着した小学生に対しての校外行事案内等になります。	188/200字
連携・対話戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防クラブ、少年消防団、消防団→校外行事を行う上で共同で行事を行う必要があるため。</li> <li>・教育委員会→小学校で防災教育の行事を行なってもらうために小学校との橋渡しをしてもらうため。</li> <li>・小学校、教員→小学校での、行事を行うため。</li> </ul> 上記、団体との関わりは必須になります。	133/200字

#### VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	今回の事業期間が終了するまでに、小学校での防災教育に関しての行事→校外での防災教育の行事→少年消防団、消防団連携してのイベント→少年消防団への加入 上記の流れを各地域の小学校に定着させる。 今回の事業としての活動が各地域で定着していくことで、資金面では、ジュニア防災検定の受験者数の増加に繋がり運営資金が貯えると考える。また、小学校での行事が定期的に行えるようになることが、公的施策の制度化に繋がる。 当財団としましては今まで各行政の年間予算の中からジュニア防災検定の費用を捻り出させていただき、その予算をもとに運営を行なっております。もちろん個別の受験者の受験料もありますが、大半は、行政からの予算になります。運営資金もまだまだ足りない中で、資金と人材の不足が解消されることで、既存の活動の裾野も広がり、ジュニア防災検定の受験者数も増え、運営資金も貯え、今回新規事業として消防団等と連携して校外活動を行うことで、消防クラブ、少年消防団への加入者の増加、将来の消防団の加入者の増加に確実に繋がります。	448/400字
実行団体	実行団体には、資金分配団体の活動内容を理解していただくことが重要であります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後、実行団体が、資金分配団体の協力団体として活動することで、</li> <li>・実行団体が事業活動期間の中で、関わりあう、教育委員会、行政、小学校が今何を必要としているか見出していただくことで新たな必要となる新規事業が生まれると考える。</li> </ul>	156/400字

## VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果 中間支援組織としての実績なし	14/800字
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 全国の教育委員会に対し防災教育の実態調査を行なった経緯あり。子供達の防災教育の発表会 荒川区、目黒区、茨城県稻敷市、座間市、和歌山県広川町、岩佐町、海南市、泉佐野市、浜松市、高森町、その他、少年消防クラブ等、子供会（自治体）への防災教育の実績あり。ジュニア防災検定、防災検定の実施。全国でセミナー、講演会の実施。 自治体、大学、消防団等と連携して防災教育の普及活動を行った実績があります。	194/800字

## VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	現段階でなし	30/200字
(2)実行団体のイメージ	防災教育のボランティア団体、NPO法人、財団法人、社団法人等	37/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	1実行団体当たり年間1500万円の助成金額とする。4団体の実行団体採択予定	136/200字
(4)案件発掘の工夫	一般財団法人防災教育推進協会の活動に共感、同調してくれる団体。既存の活動で関わりのある団体等から選別 今回の事業は各地域の教育委員会の協力のもと小学校の行事を行うことがスタートとなるので、対象小学校の近隣のNPO法人、財団法人、社団法人等へ資金分配団体からアプローチ予定	

## IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	資金分配団体の役割としては実行団体への資金、物資の提供とノウハウ等の活動への支援、人材の派遣等。 ①事業運営者 3名 教育委員会へのアポイント、行事スケジュール管理調整、イベント企画運営、物資（テキスト等）外注発注→事業運営者で分担 ②資金管理者1名 事業資金管理者					132/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2 名	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本業務 6割、他業務 4割を想定	
※資金分配団体用	既存PO人数 0 名					
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	現状未整備のため、資金提供締結前までに連絡いたします。					27/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025/04/01	～ 2028/03/31
資金分配団体	事業名	小学生に対する防災教育の普及と少年消防団への加入促進活動
	団体名	一般財団法人 防災教育推進協会

	助成金
事業費	195,000,000
実行団体への助成	168,000,000
管理的経費	27,000,000
プログラムオフィサー関連経費	20,940,000
評価関連経費	4,500,000
資金分配団体用	3,000,000
実行団体用	1,500,000
合計	220,440,000

## 1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	57,000,000	69,000,000	69,000,000	195,000,000
実行団体への助成	0	48,000,000	60,000,000	60,000,000	168,000,000
－					
管理的経費	0	9,000,000	9,000,000	9,000,000	27,000,000

## 2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,980,000	6,980,000	6,980,000	20,940,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
その他経費	0	1,980,000	1,980,000	1,980,000	5,940,000

## 3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000
資金分配団体用	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
実行団体用		500,000	500,000	500,000	1,500,000

## 4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	65,480,000	77,480,000	77,480,000	220,440,000

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

### (1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	45,000,000	81.3%

## (2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	一般財団法人 防災教育推進協会				
郵便番号	151-0053				
都道府県	東京都				
市区町村	渋谷区代々木				
番地等	2 丁目23-1 ニューステイトメナー 5 6 6 号室				
電話番号	03-6304-2271				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://jbk-jp.net/">https://jbk-jp.net/</a>			
	その他のWEBサイト(SNS等)				
設立年月日	2013/05/01				
法人格取得年月日					

### (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハマグチ カズヒサ
	氏名	濱口 和久
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3)役員

役員数 [人]	30
理事・取締役数 [人]	15
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できない体制
-------------------	------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1
申請前年度の助成総額 [円]	3,000,000円
助成した事業の実績内容	防災検定テキストの頒布、学校、自治体、企業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

## 役員名簿

### 【各欄の入力方法と注意点】

- ・記載例（番号1~3）は削除の上番号より入力してください。
  - ・名簿には登記簿上での「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等の兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6ヶ月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出の際はPDF等に変換せずPDF形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の件数が足りない場合は、追加提出してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
  - ・国外への場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大正は、T.昭和はS.平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
  - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

### 〔役員情報の第三者提供について〕

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。  
詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
  - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
  - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たり、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ 任意入力セ

投員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	小学生に対する防災教育の普及と少年消防団への加入促進活動
団体名:	一般財団法人 防災教育推進協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
-------------	----------------	----------	--------------	---------------

● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第3章第12条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章第2節22条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章第11条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章第15条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないことします。		内定後1週間以内に提出		

● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		

● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第3章第2節第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第23条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第14条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章第2節第15条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		

● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第3章第2節第22条 第4章第1節第17条

● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章第1節第17条

● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第3章第1節第10条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第3章第10条、21条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

# 一般財団法人 防災教育推進協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人防災教育推進協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区山吹町333番地に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、子供たちが防災と減災に深い関心を持ち、意識を高めることによって幾多の災害による悲劇を繰り返すことなく、災害時の対応力を強化することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する検定試験の実施、技能度の登録及び証明書の発行。
- (2) 防災に関する教育機関との連携（防災出前授業、防災に関する講演会、講習会の実施）。
- (3) 防災に関する調査研究。
- (4) 防災に関する普及・啓発活動。
- (5) 防災に関する出版物の刊行。
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

### (公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

### (設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区平河町2丁目7番5号

設立者 株式会社防災士研修センター

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に評議員3名以上25名以内を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

2. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終了の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終了の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が次の(一)に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第2節 理事会

(権限)

第22条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
2. 当法人は、理事のうち1名を代表理事とし、理事会の決議により選任し、代表理事を理事長とする。
3. 当法人は理事会の決議を経て、理事の中から副理事長1名以上5名以内、専務理事1名、常務理事1名以上7名以内の範囲で選任することができる。尚、常務理事の1名を事務局長とする。

(権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより当法人を代表し、その業務を統轄する。
3. 副理事長は理事長を補佐する。
4. 専務理事は代表理事、副理事長を補佐する。
5. 常務理事は業務を執行する理事である。
6. 監事は次の権限を有する。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

(決議)

第25条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

### 第3節 常務理事会

(設置)

第27条 当法人は、理事会の決議をもって常務理事会を置くことができる。

(構成)

第28条 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事で構成する。

(権限)

第29条 常務理事会は、理事会の方針に基づき、一般法人法197条において準用する同法90条4項で定める事項その他の重要な業務執行以外の業務執行について決定し、この法人の運営業務にあたる。

### 第4節 顧問の設置

(設置)

第29条の2 当法人は顧問を置くことができる。

(選任)

第29条の3 顧問は、当法人の役員から推薦のあつた者を常務理事会で選任する。

(権限)

第29条の4 当法人の活動に対しての助言を行う。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第31条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第32条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 附 則

第33条 記載事項なし

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和2年6月30日

当法人の定款に相違ありません。

一般財団法人防災教育

代表理事 山岡耕



## 現在事項全部証明書

東京都渋谷区代々木2-23-1-566  
一般財団法人防災教育推進協会

会社法人等番号	0100-05-020911	
名称	一般財団法人防災教育推進協会	
主たる事務所	東京都渋谷区代々木2-23-1-566	
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成25年5月1日	
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、子供たちが防災と減災に深い関心を持ち、意識を高めることによって幾多の災害による悲劇を繰り返すことなく、災害時の対応力を強化することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 防災に関する検定試験の実施、技能度の登録及び証明書の発行。</p> <p>(2) 防災に関する教育機関との連携（防災出前授業、防災に関する講演会、講習会の実施）。</p> <p>(3) 防災に関する調査研究。</p> <p>(4) 防災に関する普及・啓発活動。</p> <p>(5) 防災に関する出版物の刊行。</p> <p>(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。</p>	
役員に関する事項	<p>評議員 青山 俊</p> <p>評議員 池田 健三郎</p> <p>評議員 梅原 克彦</p> <p>評議員 湖中 謙介</p> <p>評議員 金子 一也</p>	<p>令和3年6月10日重任</p> <p>令和3年6月10日重任</p> <p>令和3年6月10日重任</p> <p>令和3年6月10日重任</p> <p>令和3年6月10日重任</p>

東京都渋谷区代々木2-23-1-566  
一般財団法人防災教育推進協会

	評議員 齋 藤 勉	令和 3年 6月10日重任
	評議員 杉 山 達 郎	令和 3年 6月10日重任
	評議員 福 田 勝 幸	令和 3年 6月10日重任
	評議員 益 子 邦 洋	令和 3年 6月10日重任
	評議員 松 井 一 洋	令和 3年 6月10日重任
	評議員 元 谷 芙 美 子	令和 3年 6月10日重任
	評議員 小 畑 宏 介	令和 3年 6月10日重任
	評議員 高 木 幹 夫	令和 3年 6月10日重任
代表理事 濱 口 和 久		令和 6年 6月27日就任
		令和 6年 8月 8日登記
理事 岩 永 正 雄		令和 5年 6月23日重任
		令和 5年 8月28日登記
理事 伊 藤 和 明		令和 5年 6月23日重任
		令和 5年 8月28日登記
理事 岩 瀬 正 司		令和 5年 6月23日重任
		令和 5年 8月28日登記
理事 佐 藤 正 弘		令和 5年 6月23日重任
		令和 5年 8月28日登記

東京都渋谷区代々木2-23-1-566  
一般財団法人防災教育推進協会

理事	秦 好 子	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	濱 口 和 久	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	宇 田 英 弘	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	菊 池 清 広	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	木 原 実	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	乗 田 俊 明	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	藤 浦 淳	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	森 忠 彦	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	中 曾 根 高 志	令和 6年 6月27日重任 令和 6年 8月 8日登記
理事	笛 木 啓 介	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 8月28日登記
理事	甲 原 洋	令和 5年 6月23日就任 令和 5年 8月28日登記
理事	山 下 博 之	令和 5年 6月23日就任 令和 5年 8月28日登記
監事	平 山 正 剛	令和 3年 6月10日重任

東京都渋谷区代々木2-23-1-566  
一般財団法人防災教育推進協会

	監事 濱川久子	令和3年6月10日重任
--	---------	-------------



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明  
した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

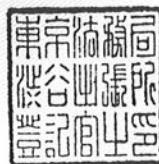
令和6年10月28日

東京法務局渋谷出張所

登記官

松 島

晋



## 第1号議案

### 令和3年度活動報告

#### （1）ジュニア防災検定・防災検定受検状況（カッコの人数は令和2年度）

ジュニア防災検定の受検者は4115名（3693名）であった。受検者数の内訳は初級が1515名（1495名）、中級が1634名（1653名）、上級が966名（545名）。防災検定の受検者数は243名（195名）であった。受検者数の内訳は5級が2名（2名）、4級が0名、3級が5名（17名）、準2級が224名（162名）、2級が8名（5名）、1級が4名（9名）という結果に終わった。

ジュニア防災検定に関しては、コロナ禍のなかであったが、対面での授業が始まり、検定を実施する時間や環境が確保できるようになり、受検生が前年よりも増加した。防災検定に関してはまだまだ認知度が低いので、認知度を上がる取り組みが必要である。

#### （2）自治体のジュニア防災検定受検の実施状況

令和3年度は、茨城県稲敷市、東京都荒川区、東京都目黒区、神奈川県座間市、神奈川県大和市（大和市消防本部）、静岡県浜松市、京都府宇治田原町、大阪府泉佐野市、和歌山県海南市、和歌山県広川町、和歌山県串本町、和歌山県湯浅町で予算措置で検定が実施された。埼玉県吉川市（吉川松伏消防本部）、岐阜県各務原市、大阪府河南町、岡山県和気町はコロナ禍での実施を見送った。

#### （3）防災寺子屋（防災出前授業）や講演会などへの講師派遣、企業研修

新型コロナウイルスの影響で、予定されていた防災寺子屋や講演会の中止もあったが、岡山トヨタ自動車㈱での防災寺子屋や私立クラーク学園中学校、私立桐朋女子中学校、札幌日本大学高校、公立学校で防災寺子屋を開催した。また、企業での防災・危機管理研修への講師派遣、防災士資格保有者に対する「防犯・防災」講習会を毎月開催した。

#### （4）「ぼうさいこくたい2021」への参加

岩手県釜石市で11月6日～7日に開催された「ぼうさいこくたい2021」にブースを出展した。

#### （5）第9回ジュニア防災検定・防災検定表彰式の開催について

毎年3月に開催している「ジュニア防災検定・防災検定」表彰式を3年ぶりに開催しました。今回は都内のホテルではなく、スタジオからオンラインで配信した（表彰式の模様は当財団のホームページから視聴が可能）。

## 第1号議案

### 令和4年度活動報告

#### (1) ジュニア防災検定・防災検定受検状況（カッコの人数は令和3年度）

ジュニア防災検定の受検者は3269名（4115名）であった。受検者数の内訳は初級が1385名（1515名）、中級が1551名（1634名）、上級が333名（966名）。防災検定の受検者数は471名（243名）であった。受検者数の内訳は5級が10名（2名）、4級が25名（0名）、3級が60名（5名）、準2級が285名（224名）、2級が24名（8名）、1級が57名（4名）という結果に終わった。

ジュニア防災検定に関しては、上級の受検者が大幅に減少した。背景としては毎年実施していた学校で行事などの関係で中止となったことがあげられる。初級、中級の受検者はほぼ前年と変化はないが、ジュニア防災検定の受験者数は、コロナ前の受検者数（5000名以上）を下回っている。防災検定の受検者数は倍増したが、まだまだ認知度が低いので、認知度を上がる取り組みが必要である。

#### (2) 自治体のジュニア防災検定受検の実施状況

令和4年度は、茨城県稲敷市、東京都荒川区、東京都目黒区、神奈川県座間市、神奈川県大和市（大和市消防本部）、静岡県浜松市、大阪府泉佐野市、和歌山県海南市、和歌山県広川町、和歌山県串本町、和歌山県湯浅町、熊本県高森町で予算措置で検定が実施された。

#### (3) 支部の設立

支部設立第1号として東海支部を設立。山岡理事長の講演会や防災検定の個人受検を2回開催した。

#### (4) 女性防災リレーコラムの掲載

協会のホームページに「女性防災リレーコラム」のコーナーを設けて、地域で防災活動や防災教育に取り組んでいる女性に原稿を執筆してもらい、協会との連携を図った。

#### (5) 新聞、雑誌等への寄稿や記事の掲載

全国紙、ブロック紙、教育系新聞、雑誌等に防災検定（ジュニア防災検定）の記事や、協会役員の寄稿した原稿やインタビュー記事が掲載された。

#### (6) 防災寺子屋（防災出前授業）や講演会などへの講師派遣、企業研修

三菱UFJ銀行社会貢献活動、三重県伊賀上野市「防災の視点からの企業誘致セミナー」、地方議員研修会、消防庁首長防災力向上事業、労働組合研修、自治体の生涯学習講座、PTA研修、小中高への児童・生徒への指導や教職を目指す大学生を対象にした講座、企業の危機管理研修、青年会議所、ロータリークラブ、時事通信社（懇話会）、他に講師を派遣した。

### **(7) 「ぼうさいこくたい2022」への参加**

兵庫県神戸市で10月22日～23日に開催された「ぼうさいこくたい2022」にブースを出展した。

### **(8) 商標権侵害事案の発生**

国立大学法人愛媛大学がジュニア防災検定の名称を使用して検定事業を実施していることが判明。協会として厳重に抗議して対応した。

### **(9) 第10回ジュニア防災検定・防災検定表彰式の開催について**

毎年3月に開催している「ジュニア防災検定・防災検定」表彰式を昨年に引き続き、都内のホテルではなく、スタジオからオンラインで配信した（表彰式の模様は当財団のホームページから視聴が可能）。

### **(10) 常務理事会の開催**

常務理事会をオンラインで3回、対面で1回開催した。

## 第1号議案

# 令和5年度活動報告

### （1）ジュニア防災検定・防災検定受検状況（カッコの人数は令和4年度）

ジュニア防災検定の受検者は3283名（3269名）であった。受検者数の内訳は初級が1301名（1385名）、中級が1470名（1551名）、上級が512名（333名）。防災検定の受検者数は403名（461名）であった。受検者数の内訳は5級が18名（10名）、4級が24名（25名）、3級が36名（60名）、準2級が284名（285名）、2級が34名（24名）、1級が7名（57名）という結果に終わった。

ジュニア防災検定に関しては、前年度の受検者数の水準になったが、来年度の予算措置で厳しい環境がすでに発生しており、常時3000名の確保が求められる。初級、中級の受検者はほぼ前年と変化はないが、上級受検者が若干数伸びた。ジュニア防災検定の受検者数は、コロナ前の受検者数（5000名以上）を下回っており、現行実施団体の維持策の対策が急務である。

防災検定の受検者数は、公式テキストの発刊と防災アンバサダーの活動で認知度が高まっているが、更なる取り組みが必要であると同時に、3級から5級までの対象者は、ジュニア防災検定への誘導をすすめることとした。

### （2）自治体のジュニア防災検定受検の実施状況

令和5年度は、茨城県稲敷市、東京都荒川区、東京都目黒区、神奈川県座間市、神奈川県大和市（大和市消防本部）、静岡県浜松市、大阪府泉佐野市、和歌山県海南市、和歌山県広川町、和歌山県串本町、和歌山県湯浅町、熊本県高森町、埼玉県吉川松伏消防組合、大分県中津市、茨城県かすみがうら市で予算措置で検定が実施された。

### （3）支部の活動

東海支部につづき関西支部もスタートし、防災検定の個人受検定期開催を2回実施、また支部独自での開催が随時実施された。

### （4）女性防災リレーコラムの掲載

協会のホームページに「女性防災リレーコラム」のコーナーを設けて、地域で防災活動や防災教育に取り組んでいる女性に原稿を執筆してもらっており、協会との連携も深めており、活動の定着がなった。

### （5）新聞、雑誌等への寄稿や記事の掲載

全国紙、ブロック紙、教育系新聞、雑誌等に防災検定（ジュニア防災検定）の記事や、協会役員の寄稿した原稿やインタビュー記事が掲載された。

## **(6) 防災寺子屋（防災出前授業）や講演会などへの講師派遣、企業研修**

三菱 UFJ 銀行社会貢献活動、三重県伊賀上野市「防災の視点からの企業誘致セミナー」、地方議員研修会、消防庁首長防災力向上事業、労働組合研修、自治体の生涯学習講座、PTA 研修、小中高への児童・生徒への指導や教職を目指す大学生を対象にした講座、企業の危機管理研修、青年会議所、ロータリークラブ、時事通信社（懇話会）、他に講師を派遣した。

## **(7) 「ぼうさいこくたい2023」への参加**

神奈川県横浜市で9月17日～18日に開催された「ぼうさいこくたい2023」にブースを出展した。

## **(8) 第11回ジュニア防災検定・防災検定表彰式の開催について**

毎年3月に開催している「ジュニア防災検定・防災検定」表彰式を昨年に引き続き、配信設備が充実しているダイワハウスグループのスタジオからオンラインで配信した（表彰式の模様は当財団のホームページから視聴が可能）。

## **(9) 常務理事会の開催**

常務理事会をオンラインで3回、対面で1回開催した。

## 第2号議案

### 決 算 報 告 書

(第10期)

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 31 日

一般財団法人 防災教育推進協会

東京都渋谷区代々木2-23-1-566

## 貸 借 対 照 表

令 和 5 年 3 月 31 日 現 在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,712,844	4,932,444	▲ 1,219,600
未収入金	246,420	869,450	▲ 623,030
前払費用	110,270	122,770	▲ 12,500
貯蔵品	1,026,480	35,280	991,200
流動資産合計	5,096,014	5,959,944	▲ 863,930
2. 固定資産			
(1)基本財産	0	0	0
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産	245,597	341,194	▲ 95,597
工具器具備品	95,597	191,194	▲ 95,597
差入保証金	150,000	150,000	0
固定資産合計	245,597	341,194	▲ 95,597
資産合計	5,341,611	6,301,138	▲ 959,527
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	0	1,845,553	▲ 1,845,553
未払金	69,022	70,000	▲ 978
前受金	3,880	0	3,880
預り金	10,390	3,910	6,480
流動負債合計	83,292	1,919,463	▲ 1,836,171
負債合計	83,292	1,919,463	▲ 1,836,171
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	5,258,319	4,381,675	876,644
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	5,258,319	4,381,675	876,644
負債及び正味財産合計	5,341,611	6,301,138	▲ 959,527

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
①受取検定料	[ 9,208,978 ]	[ 10,985,348 ]	[ ▲ 1,776,370 ]
受取検定料	9,208,978	10,985,348	▲ 1,776,370
②受取研修料	[ 2,914,095 ]	[ 6,170,394 ]	[ ▲ 3,256,299 ]
受取研修料	2,914,095	6,170,394	▲ 3,256,299
③受取寄付金	[ 840,000 ]	[ 80,000 ]	[ 760,000 ]
受取寄付金	840,000	80,000	760,000
受取寄付金振替額	0	0	0
④受取賛助金	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
受取賛助金	0	0	0
⑤受取助成金	[ 0 ]	[ 400,000 ]	[ ▲ 400,000 ]
受取助成金		400,000	▲ 400,000
⑥雑収入	[ 24,224 ]	[ 817,825 ]	[ ▲ 793,601 ]
受取利息	24	18	6
雇用調整助成金	0	791,720	▲ 791,720
その他収入	24,200	26,087	▲ 1,887
<b>経常収益計</b>	<b>12,987,297</b>	<b>18,453,567</b>	<b>▲ 5,466,270</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
①事業費	[ 11,826,553 ]	[ 17,704,288 ]	[ ▲ 5,877,735 ]
給与手当	1,874,059	4,463,358	▲ 2,589,299
法定福利費	749	426,109	▲ 425,360
福利厚生費	17,548	30,000	▲ 12,452
外注費	2,007,399	0	2,007,399
旅費交通費	849,110	874,719	▲ 25,609
通信費	391,616	304,081	87,535
交際費	179,091	29,935	149,156
会議費	156,432	11,950	144,482
減価償却費	270,657	191,194	79,463
賃借料	226,614	685,206	▲ 458,592
地代家賃	1,173,240	1,737,384	▲ 564,144
リース料	145,800	145,800	0
保険料	14,641	13,100	1,541
水道光熱費	96,699	160,034	▲ 63,335
消耗品費	397,045	290,737	106,308

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
租税公課	590,500	199,350	391,150
運賃	116,055	0	116,055
広報費	227,000	33,000	194,000
支払手数料	63,400	82,500	▲ 19,100
諸会費	90,000	112,000	▲ 22,000
新聞図書費	32,700	15,000	17,700
委託費	2,518,394	6,873,461	▲ 4,355,067
雑費	387,804	25,370	362,434
雑損失	0	1,000,000	▲ 1,000,000
②管理費	[ 284,100 ]	[ 323,000 ]	▲ 38,900 ]
租税公課	64,100	70,000	▲ 5,900
支払手数料	220,000	253,000	▲ 33,000
経常費用計	12,110,653	18,027,288	▲ 5,916,635
当期経常増減額	876,644	426,279	450,365
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	876,644	426,279	450,365
一般正味財産期首残高	4,381,675	3,955,396	426,279
一般正味財産期末残高	5,258,319	4,381,675	876,644
II 正味財産の部	5,258,319	4,381,675	876,644

## 財務諸表に関する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

**財 産 目 錄**  
令 和 5 年 3 月 31 日 現 在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額				
(流動資産)	小口現金			69,640				
	普通預金	みずほ銀行町村会館出張所	ジュニア防災検定の運転資金として	266,357				
	"	三菱東京UFJ銀行麹町支店	"	755,970				
	"	住信SBIネット銀行	"	2,620,877	3,712,844			
	未収入金	防災自助普及委員会 稻敷市あずま北小 荒川区	ジュニア防災検定実施料金として 講師講演料として "	102,020 114,160 30,240	246,420			
	貯蔵品		バッジ 防災検定テキスト	35,280 991,200	1,026,480			
	前払費用	(株)アーバンライフ "	令和4年4月分事務所賃借料 火災保険料	97,770 12,500	110,270			
流動資産合計					5,096,014			
工具器具備品		パソコン等オンライン講座用機器	95,597	95,597				
差入保証金	(株)アーバンライフ	事務所賃借に係る保証金	150,000	150,000				
固定資産合計					245,597			
資産合計					5,341,611			
(流動負債)	未払金	公租公課の未払額 岡部純子	法人都民税均等割 経費未精算金	64,100 4,922	69,022			
	前受金	落合雄太郎	前受検定料	3,880	3,880			
	預り金	預り源泉所得税		10,390	10,390			
	流動負債合計				83,292			
負債合計					83,292			
正味財産					5,258,319			

# 第2号議案

## 決 算 報 告 書

(第 11 期)

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

一般財団法人 防災教育推進協会

東京都渋谷区代々木2-23-1-566

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	3,736,244	3,712,844	23,400
未収入金	319,410	246,420	72,990
前払費用	122,770	110,270	12,500
貯蔵品	985,525	1,026,480	▲ 40,955
流動資産合計	5,163,949	5,096,014	67,935
2. 固定資産			
(1)基本財産	0	0	0
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産	150,001	245,597	▲ 95,596
工具器具備品	1	95,597	▲ 95,596
差入保証金	150,000	150,000	0
固定資産合計	150,001	245,597	▲ 95,596
<b>資産合計</b>	<b>5,313,950</b>	<b>5,341,611</b>	<b>▲ 27,661</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
短期借入金	0	0	0
未払金	70,000	69,022	978
前受金	0	3,880	▲ 3,880
預り金	25,523	10,390	15,133
流動負債合計	95,523	83,292	12,231
<b>負債合計</b>	<b>95,523</b>	<b>83,292</b>	<b>12,231</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	5,218,427	5,258,319	▲ 39,892
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>正味財産合計</b>	<b>5,218,427</b>	<b>5,258,319</b>	<b>▲ 39,892</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>5,313,950</b>	<b>5,341,611</b>	<b>▲ 27,661</b>

**正味財産増減  
計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日  
まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取検定料	[ 9,679,824 ]	[ 9,208,978 ]	[ 470,846 ]
受取検定料	9,679,824	9,208,978	470,846
② 受取研修料	[ 713,392 ]	[ 2,914,095 ]	[ ▲ 2,200,703 ]
受取研修料	713,392	2,914,095	▲ 2,200,703
③ 受取寄付金	[ 200,000 ]	[ 840,000 ]	[ ▲ 640,000 ]
受取寄付金	200,000	840,000	▲ 640,000
受取寄付金振替額	0	0	0
④ 受取賛助金	[ 380,000 ]	[ 0 ]	[ 380,000 ]
受取賛助金	380,000	0	380,000
⑤ 受取助成金	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
受取助成金	0	0	0
⑥ 雑収入	[ 8 ]	[ 24,224 ]	[ ▲ 24,216 ]
受取利息	8	24	▲ 16
その他収入	0	24,200	▲ 24,200
<b>経常収益計</b>	<b>10,973,224</b>	<b>12,987,297</b>	<b>▲ 2,014,073</b>
(2) 経常費用			
① 事業費	[ 10,723,116 ]	[ 11,826,553 ]	[ ▲ 1,103,437 ]
給与手当	2,208,356	1,874,059	334,297
法定福利費	1,210	749	461
福利厚生費	10,036	17,548	▲ 7,512
外注費	1,991,000	2,007,399	▲ 16,399
旅費交通費	1,302,231	849,110	453,121
通信費	721,796	391,616	330,180
交際費	140,038	179,091	▲ 39,053
会議費	45,212	156,432	▲ 111,220
減価償却費	213,596	270,657	▲ 57,061
賃借料	381,370	226,614	154,756
地代家賃	1,255,740	1,173,240	82,500
リース料	145,800	145,800	0
保険料	12,500	14,641	▲ 2,141
水道光熱費	78,704	96,699	▲ 17,995
消耗品費	362,178	397,045	▲ 34,867
租税公課	427,700	590,500	▲ 162,800
運賃	34,531	116,055	▲ 81,524
事務用品費	67,939	0	67,939
広報費	70,500	227,000	▲ 156,500
支払手数料	275,000	63,400	211,600
諸会費	133,145	90,000	43,145
新聞図書費	3,000	32,700	▲ 29,700
委託費	804,732	2,518,394	▲ 1,713,662
雑費	36,802	387,804	▲ 351,002
② 管理費	[ 290,000 ]	[ 284,100 ]	[ 5,900 ]
租税公課	70,000	64,100	5,900
支払手数料	220,000	220,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>11,013,116</b>	<b>12,110,653</b>	<b>▲ 1,097,537</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>▲ 39,892</b>	<b>876,644</b>	<b>▲ 916,536</b>
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 39,892	876,644	▲ 916,536
一般正味財産期首残高	5,258,319	4,381,675	876,644
一般正味財産期末残高	5,218,427	5,258,319	▲ 39,892
<b>II 正味財産の部</b>	<b>5,218,427</b>	<b>5,258,319</b>	<b>▲ 39,892</b>

## 財務諸表に関する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	小口現金			52,211	
	普通預金	みずほ銀行町村会館出張所	ジュニア防災検定の運転資金として	523,789	
	"	三菱東京UFJ銀行麹町支店	"	55,974	
	"	住信SBIネット銀行法人第一支店	"	3,104,270	3,736,244
	未収入金	高森町教育委員会	ジュニア防災検定実施料金として	319,410	319,410
	貯蔵品		バッジ 防災検定テキスト	26,775 958,750	985,525
	前払費用	(株)アーバンライフ	令和6年4月分事務所賃借料 火災保険料	97,770 25,000	122,770
流動資産合計					5,163,949
(固定資産)	工具器具備品		パソコン等オンライン講座用機器	1	1
	差入保証金	(株)アーバンライフ	事務所賃借に係る保証金	150,000	150,000
固定資産合計					150,001
資産合計					5,313,950
(流動負債)	未払金	公租公課の未払額	法人都民税均等割	70,000	70,000
	預り金	預り源泉所得税		25,523	25,523
流動負債合計					95,523
負債合計					95,523
正味財産					5,218,427

## 第2号議案

### 決 算 報 告 書

(第9期)

自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 3 月 31 日

一般財団法人 防災教育推進協会

東京都新宿区山吹町333辻ビル

## 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	4,932,444	5,654,403	▲ 721,959
未収入金	869,450	1,101,970	▲ 232,520
前払費用	122,770	137,907	▲ 15,137
貯蔵品	35,280	35,280	0
流動資産合計	5,959,944	6,929,560	▲ 969,616
2. 固定資産			
(1)基本財産	0	0	0
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産	341,194	743,498	▲ 402,304
工具器具備品	191,194	382,388	▲ 191,194
差入保証金	150,000	361,110	▲ 211,110
固定資産合計	341,194	743,498	▲ 402,304
<b>資産合計</b>	<b>6,301,138</b>	<b>7,673,058</b>	<b>▲ 1,371,920</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
短期借入金	1,845,553	3,500,000	▲ 1,654,447
未払金	70,000	120,620	▲ 50,620
預り金	3,910	97,042	▲ 93,132
流動負債合計	1,919,463	3,717,662	▲ 1,798,199
<b>負債合計</b>	<b>1,919,463</b>	<b>3,717,662</b>	<b>▲ 1,798,199</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	4,381,675	3,955,396	426,279
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>正味財産合計</b>	<b>4,381,675</b>	<b>3,955,396</b>	<b>426,279</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>6,301,138</b>	<b>7,673,058</b>	<b>▲ 1,371,920</b>

## 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
①受取検定料	[ 10,985,348 ]	[ 8,880,726 ]	[ 2,104,622 ]
受取検定料	10,985,348	8,880,726	2,104,622
②受取研修料	[ 6,170,394 ]	[ 6,060,560 ]	[ 109,834 ]
受取研修料	6,170,394	6,060,560	109,834
③受取寄付金	[ 80,000 ]	[ 529,000 ]	[ ▲ 449,000 ]
受取寄付金	80,000	529,000	▲ 449,000
受取寄付金振替額	0	0	0
④受取賛助金	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
受取賛助金	0	0	0
⑤受取助成金	[ 400,000 ]	[ 800,000 ]	[ ▲ 400,000 ]
受取助成金	400,000	800,000	▲ 400,000
⑥雑収入	[ 817,825 ]	[ 5,344,539 ]	[ ▲ 4,526,714 ]
受取利息	18	10	8
持続化給付金	0	2,000,000	▲ 2,000,000
雇用調整助成金	791,720	3,192,219	▲ 2,400,499
その他収入	26,087	152,310	▲ 126,223
<b>経常収益計</b>	<b>18,453,567</b>	<b>21,614,825</b>	<b>▲ 3,161,258</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
①事業費	[ 17,704,288 ]	[ 20,438,346 ]	[ ▲ 2,734,058 ]
給与手当	4,463,358	7,297,798	▲ 2,834,440
法定福利費	426,109	931,330	▲ 505,221
福利厚生費	30,000	2,427	27,573
旅費交通費	874,719	600,245	274,474
通信費	304,081	337,941	▲ 33,860
交際費	29,935	59,902	▲ 29,967
会議費	11,950	16,006	▲ 4,056
減価償却費	191,194	127,462	63,732
賃借料	685,206	570,346	114,860
地代家賃	1,737,384	2,214,425	▲ 477,041
リース料	145,800	145,800	0
保険料	13,100	0	13,100
修繕費	0	872,813	▲ 872,813
水道光熱費	160,034	165,656	▲ 5,622

科目	当年度	前年度	増減
消耗品費	290,737	358,830	▲ 68,093
租税公課	199,350	1,169,700	▲ 970,350
広報費	33,000	30,000	3,000
支払手数料	82,500	247,907	▲ 165,407
諸会費	112,000	80,000	32,000
新聞図書費	15,000	430	14,570
委託費	6,873,461	4,638,498	2,234,963
雑費	25,370	24,530	840
雑損失	1,000,000	546,300	453,700
②管理費	[ 323,000 ]	[ 290,000 ]	[ 33,000 ]
租税公課	70,000	70,000	0
支払手数料	253,000	220,000	33,000
経常費用計	18,027,288	20,728,346	▲ 2,701,058
当期経常増減額	426,279	886,479	▲ 460,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	426,279	886,479	▲ 460,200
一般正味財産期首残高	3,955,396	3,068,917	886,479
一般正味財産期末残高	4,381,675	3,955,396	426,279
II 正味財産の部	4,381,675	3,955,396	426,279

## 財務諸表に関する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	小口現金			17,329	
	普通預金	みずほ銀行町村会館出張所	ジュニア防災検定の運転資金として	4,818,707	
	"	三菱東京UFJ銀行麹町支店	"	96,408	4,932,444
	未収入金	広川町 荒川区 湯浅町 荒川区立第9中学校	ジュニア防災検定実施料金として " " " 講師講演料として	264,600 78,300 476,550 50,000	869,450
	貯蔵品		バッジ	35,280	35,280
	前払費用	(株)アーバンライフ "	令和4年4月分事務所賃借料 火災保険料	97,770 25,000	122,770
	流動資産合計				5,959,944
(固定資産)	工具器具備品		パソコン等オンライン講座用機器	191,194	191,194
	差入保証金	(株)アーバンライフ	事務所賃借に係る保証金	150,000	150,000
固定資産合計					341,194
資産合計					6,301,138
(流動負債)	短期借入金	笠間正弘	給与補填として一時的な借入	1,845,553	1,845,553
	未払金	公租公課の未払額	法人都民税均等割	70,000	70,000
	預り金	預り源泉所得税		3,910	3,910
流動負債合計					1,919,463
負債合計					1,919,463
正味財産					4,381,675